

## **第3 排出事業者の責務**

### **1 排出事業者の責務**

#### **(1) 排出事業者の責務**

物の製造から流通、販売、廃棄の各段階において、廃棄物処理法により排出事業者の責務が次のように定められています（法第3条）。

- ① 事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理すること。なお、自ら処理することが困難な場合には、産業廃棄物処理業の許可を受けた者に処理を委託することができる（輸入された廃棄物の処分又は再生の委託を除く。）。
- ② 次のことに努めること。
  - ア 産業廃棄物の再生利用などを行うことにより、廃棄物の減量に努めること。
  - イ 製造、加工、販売した製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性について、あらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならない製品、容器等の開発を行うこと。
  - ウ 製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理に必要な情報を提供すること。
- ③ 国や地方公共団体が講じる廃棄物の減量や適正処理に関する施策に協力すること。

#### **(2) 建設廃棄物の排出事業者**

土木建築工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）が数次の請負によって行われる場合は、建設工事の注文者から直接建設工事を請け負った建設業者を排出事業者とし、処理委託契約の締結やマニフェスト交付等が義務付けられています。（法第21条の3第1項）

（下請負人は廃棄物処理業の許可がなければ、廃棄物の運搬及び処分を行うことはできません。）

#### **(3) 廃棄物の適正処理**

排出事業者は、廃棄物が発生する事業場から場外に運搬されるまでの間は、「産業廃棄物保管基準（P16）」又は「特別管理産業廃棄物保管基準（P31）」に従わなければなりません。（法第12条第2項、法第12条の2第2項）

また、排出事業者が、自らその産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬、運搬後の保管又は処分を行う場合、「産業廃棄物処理基準（P18、21、23、30）」又は「特別管理産業廃棄物処理基準（P32、34、36）」に従って、生活環境の保全上支障のないように運搬、保管又は処分しなければなりません。よって、保管上限として、運搬後の積替保管の場合は平均搬出量の7日分、処分のための保管の場合は処理能力の14日分等も適用されます。（法第12条第1項、第12条の2第1項）

建設廃棄物の排出事業者が、その事業活動に伴い産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業場外で300㎡以上の保管を行おうとする場合及び保管状況を変更しようとする場合、事前に都道府県知事に届出なければなりません。非常災害時は保管を行った日から14日以内に届出なければなりません。

（法第12条第3項、同第4項、第12条の2第3項、同第4項）

また、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者に委託するとともに、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一

連の処理工程における処理が適正に行われるよう必要な措置を講ずる必要があります（法第12条第5項～第7項、第12条の2第5項～第7項）。

## 2 多量排出事業者の責務

### (1) 多量排出事業者の定義

事業活動に伴い年間1,000トン以上の産業廃棄物を、又は年間50トン以上の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者を、多量排出事業者と定義しています（法第12条第9項、第12条の2第10項）。

広島県では、広島県生活環境保全条例及び同施行規則によって、年間500トン以上の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者を、多量排出事業者と定義しています。

### (2) 処理計画の提出及び実施状況報告

多量排出事業者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関して、計画を作成して、毎年度6月30日までに都道府県知事（政令市は市長）に提出する必要があります。

また、その計画の実施状況について、翌年度の6月30日までに都道府県知事（政令市は市長）に報告する必要があります。なお、この計画等は都道府県知事（政令市は市長）によりインターネットにより公表されることとなっています。（法第12条第9項～第11項、法第12条の2第10項～第12項、広島県生活環境保全条例第85条第1項～第3項）

### (3) 電子マニフェストの使用義務

当該年度の前々年度の特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の運搬又は処分を他人に委託する場合に限り、電子マニフェストの使用が義務付けられます。（規則第8条の31の3）

### 3 処理の委託

#### (1) 委託基準の遵守

排出事業者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬、処分等を他人に委託する場合、図表に示す委託基準に従い、その収集・運搬については収集運搬業者に、処分については処分業者にそれぞれ委託しなければなりません。

**図表 45 収集・運搬又は処分等の委託基準（施行令第6条の2、第6条の6）**

#### **1 運搬又は処分等を委託できる場合**

運搬又は処分等を委託する相手方が、他人の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を業として行うことができる者であって、当該廃棄物の運搬又は処分がその事業の範囲内に含まれるものに委託すること。

#### **2 委託契約の締結**

##### (1) 二者間契約の遵守

運搬及び処分等を委託する場合、運搬については収集運搬業者と排出事業者の間で、処分については処分業者と排出事業者の間で、それぞれ二者間で委託契約を締結すること。ただし、運搬及び処分等を行う者が同一の相手方である場合は、この限りでない。

##### (2) 書面契約及び保存期間

契約は P53 図表 46 に示す事項を明記した書面により行い、契約終了の日から5年間保存すること。

#### **3 運搬又は処分等の再委託を承諾する場合**

運搬又は処分等の再委託を承諾する場合は書面により行い、当該書面の写しを承諾した日から5年間保存すること。

#### **4 事前の文書通知（特別管理産業廃棄物に限る）**

運搬又は処分等を委託する相手方に、あらかじめ次の事項を文書により通知すること。

##### (1) 委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿

##### (2) 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に特に注意すべき事項

図表 46 委託契約書に記載すべき事項及び添付書類（施行令第6条の2、第6条の6）

1 委託契約書に記載すべき事項

(1) 一般事項

- ① 委託契約の有効期間
- ② 受託者への支払金額

(2) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に関する情報

- ① 委託する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類及び数量
- ② 委託する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の性状及び荷姿
- ③ 通常の保管状況の下で、腐敗、揮発等、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の性状の変化に関する事項
- ④ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- ⑤ 当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物が次に掲げる廃棄物であつて、日本産業規格C0950号（JISC0950 電気・電子機器の特定化学物質の含有表示方法）に規定する含有マークが付されたものである場合は、当該含有マークの表示に関する事項

- ア 廃パーソナルコンピュータ
- イ 廃ユニット形エアコンディショナー
- ウ 廃テレビジョン受信機
- エ 廃電子レンジ
- オ 廃衣類乾燥機
- カ 廃電気冷蔵庫
- キ 廃電気洗濯機

平成18年7月1日以降に製造されたものに限る。

- ⑥ 委託する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
- ⑦ 委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であつて、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質（同法第五条第一項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。）が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合
- ⑧ その他当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

(3) 情報に変更があつた場合の伝達方法

委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係る(2)の情報に変更があつた場合の伝達方法に関する事項

(4) 運搬を委託する場合

- ① 受託者の収集運搬業の許可に係る事業の範囲
- ② 運搬の最終目的地の所在地
- ③ 当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合は、次の事項
  - ア 積替え又は保管を行う場所の所在地
  - イ 保管できる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類
  - ウ 保管上限

- エ 安定型産業廃棄物を保管する場合は、他の廃棄物と混合することの許否に関する事項
- (5) 処分又は再生を委託する場合
- ① 受託者の処分業の許可に係る事業の範囲
  - ② 処分又は再生の場所の所在地
  - ③ 処分又は再生の方法
  - ④ 処分又は再生施設の処理能力
  - ⑤ 最終処分以外の処分の委託を行う場合は、次の事項
    - ア 当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地
    - イ 最終処分の方法
    - ウ 最終処分する施設の処理能力
  - ⑥ 法第 15 条の 4 の 5 第 1 項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨
- (6) 業務の終了又は契約の解除
- ① 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
  - ② 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の取扱いに関する事項

## **2 添付書類**

委託契約書に、次の書類を添付すること。

- (1) 運搬を委託する場合は、受託者の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- (2) 処分等を委託する場合は、受託者の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し

## **3 参考**

- (1) 排出事業者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を適正処理するために、必要な廃棄物情報を処理業者に提供（1の(2)及び(3)）することとされていますが、この情報提供の参考として「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」が策定され、廃棄物データシート（WDS）の様式例が提示されました。この詳細は、環境省のホームページから入手できます。

URL <http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

- (2) 委託契約書の手引きは、公益社団法人全国産業資源循環連合会が販売しておりますので、参考にしてください。 URL <https://www.zensanpairen.or.jp/>

## **(2) 処理業者の能力確認**

排出事業者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬、処分等を他人に委託する場合、受託者から運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を聴取する方法その他、次の方法により、受託者が当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることを確認しなければなりません（法第 12 条第 7 項、法第 12 条の 2 第 7 項、広島県生活環境保全条例第 86 条、同施行規則第 71 条）。

- ① 受託者から運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を聴取する方法
- ② 受託者の運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を实地に調査する方法
- ③ その他上記と同等以上に受託者の能力を確認できる方法

## 4 産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）

### (1) マニフェストとは

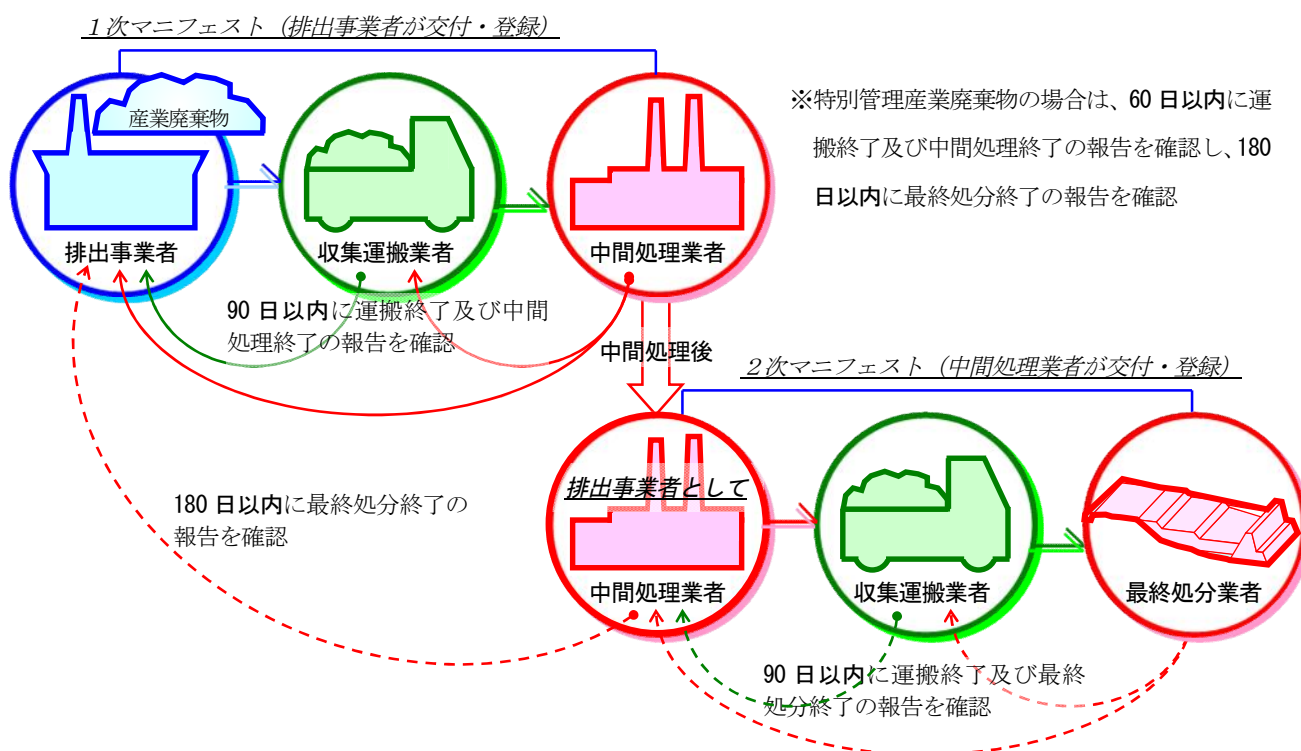
産業廃棄物は排出から最終処分に至るまでに複数の者を介することから、その適正処理を確保するためには、各処理段階において産業廃棄物に関する情報が的確に伝達され、共有化されることが、重要な鍵となります。

この情報管理を徹底するため、平成10年12月1日からすべての産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用することが義務付けられ、また、平成13年4月1日からは排出事業者が最終処分終了まで確認できるしくみに改められています。

産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）とは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、マニフェストに産業廃棄物の種類、数量、収集運搬業者名、処分業者名などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する仕組みです。

なお、マニフェスト制度の概要等は、図表47～図表50のとおりです。

図表 47 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ（法第12条の3）



### (2) マニフェストの使用義務と罰則

マニフェストを適正に使用しない場合、排出事業者は、都道府県知事（政令市は市長）から勧告を受けます。この場合、さらに処理業者が不法投棄などの不適正処理を行ったときは、処理業者とともに措置命令を受けることがあります。

また、マニフェストの不交付・未記載・虚偽記載等の場合、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金が科せられます。

**図表 48 産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）の概要（法第 12 条の 3）**

### **1 マニフェストの交付**

産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する際は、次の事項を守ること。

- (1) 産業廃棄物の種類ごとに交付すること。
- (2) 産業廃棄物の処分先ごとに交付すること。
- (3) 産業廃棄物を処理業者に引き渡す際に交付すること。
- (4) 産業廃棄物の種類、数量、処理業者の氏名又は名称を確認後、交付すること。
- (5) 処理業者から管理票の写しが送付されたときは、控えと写しの照合を行い、産業廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを確認すること。

### **2 マニフェスト記載事項**

#### (1) 排出事業者の記載事項

- ① 廃棄物の種類及び数量
- ② マニフェストの交付年月日及び交付番号
- ③ 氏名又は名称及び住所
- ④ 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- ⑤ マニフェストの交付担当者の氏名
- ⑥ 運搬又は処分を受託した者の氏名又はその名称
- ⑦ 運搬又は処分を受託した者の住所
- ⑧ 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え・保管を行う場合は、積替え・保管を行う場所の所在地
- ⑨ 産業廃棄物の荷姿
- ⑩ 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
- ⑪ 中間処理業者がマニフェストを交付する場合は、当該産業廃棄物の処分を委託した者の氏名又は名称及びマニフェストの交付番号（電子マニフェストは、電子マニフェストの登録番号）
- ⑫ 中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者である場合に限る。）にあつては、当該産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号
- ⑬ 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量
- ⑭ 電子情報処理組織使用義務者が電気通信回線の故障等により紙マニフェストを交付した場合には、その理由

#### (2) 収集運搬受託者の記載事項

- ① 氏名又は名称
- ② 運搬担当者の氏名
- ③ 運搬を終了した年月日
- ④ 積替え・保管場所において受託した産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集を行った場合は、その拾集量

#### (3) 処分受託者の記載事項

- ① 氏名又は名称
- ② 処分担当者の氏名
- ③ 処分を終了した年月日
- ④ 当該処分が最終処分である場合は、当該最終処分を行った場所の所在地

### 3 収集運搬受託者及び処分受託者のマニフェスト送付期限

- (1) 収集運搬受託者は、運搬を終了した日から10日以内に、委託者にマニフェストの写し（B2票）を送付すること。
- (2) 処分受託者は、処分を終了した日から10日以内に、委託者及び収集運搬受託者にマニフェストの写し（委託者にD票、収集運搬受託者にC2票）を送付すること。
- (3) 処分受託者が中間処理業者である場合は、2次マニフェストの写し（D票及びE票）の送付を受けたときは、1次マニフェストの写し（E票）に最終処分が終了した旨を記載して委託者に送付すること。

### 4 マニフェスト交付者が講ずべき措置

マニフェスト交付者は、次に掲げる事項に該当する場合は、関係者に事情を聴取するなどして速やかに当該産業廃棄物の処理状況等を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずること。また、各事項について所定の報告期限までに都道府県知事（政令市は市長）に報告すること。

事 項	報告期限
① マニフェスト交付後、所定の期間内にマニフェストの写しが戻ってこないとき ※ 所定の期間 B2票・D票：90日（特別管理産業廃棄物の場合60日） E票：180日（特別管理産業廃棄物の場合も同じ）	所定の期間が経過した日から30日以内
② 記載事項漏れのマニフェストの写しの送付を受けたとき	マニフェストの写しの送付を受けた日から30日以内
③ 虚偽の記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたとき	虚偽の記載のあることを知った日から30日以内
④ 処理業者から処理困難の通知を受けた場合において、処理業者に引き渡した産業廃棄物に係るマニフェストの写しの送付を受けていないとき	通知を受けた日から30日以内

### 5 マニフェストの交付状況報告

マニフェスト交付者は、毎年度6月30日までに前年の4月1日からその年の3月31日までの1年間に交付したマニフェストの状況について、都道府県知事（政令市は市長）に報告すること。

### 6 マニフェストの保存期間

排出事業者、収集運搬受託者及び処分受託者は、マニフェストを5年間保存すること。

### 7 マニフェストの交付を要しない場合

次に該当する場合は、マニフェストを交付しなくてもよい。

- ① 市町村又は都道府県に委託する場合
- ② 国土交通大臣に届け出て、廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者に廃油の処理を委託する場合
- ③ 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみを委託する場合
- ④ 環境大臣の再生利用に係る認定を受けた者に委託する場合
- ⑤ 環境大臣の広域処理に係る認定を受けた者に委託する場合
- ⑥ 都道府県知事の再生利用に係る指定を受けた者に委託する場合
- ⑦ 国に委託する場合
- ⑧ 運搬用パイプライン及びこれに直結する処理施設を用いる場合
- ⑨ 産業廃棄物の輸出に係る運搬
- ⑩ 外国船舶において生じた廃油について、国土交通大臣が許可した廃油処理事業者へ処理を委託する場合

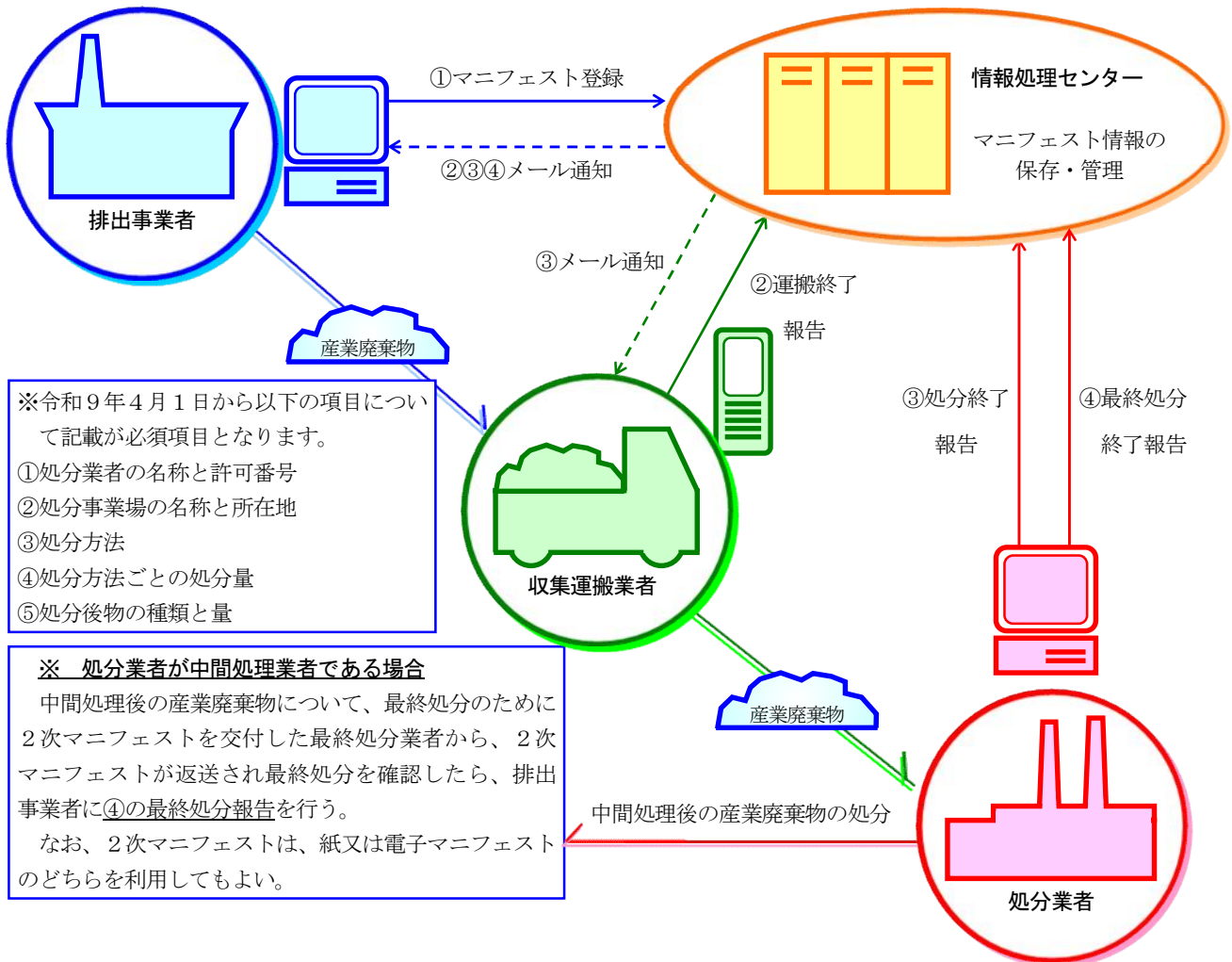


### (3) 電子マニフェストシステム

電子マニフェストシステム（JWNET）は、紙に記載しているマニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）を介したネットワークで情報のやり取りを行う仕組みです（図表 50）。

電子マニフェストを利用する場合は、あらかじめ情報処理センターと排出事業者、収集運搬業者、処分業者のそれぞれが契約する必要があります。

図表 50 電子マニフェストの流れ



#### 【導入メリット】

##### ① 事務処理の効率化

- ・パソコンや携帯電話で簡単な入力操作で情報を登録
- ・マニフェストの照合、管理が不要
- ・マニフェスト交付等状況報告に係る行政報告が不要  
(情報処理センターが事業者の代わりに報告を実施)

##### ② 法令の遵守

- ・マニフェストの情報記載漏れがない
- ・マニフェスト処理期限が近づくと、メールで注意喚起

##### ③ データの透明性

- ・マニフェスト情報は情報管理センターが管理、保存
- ・マニフェスト情報の変更、取消し等の履歴を管理

#### 【電子マニフェストの使用義務付け】(P51)

当該年度の前々年度の特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の運搬又は処分を他人に委託する場合に限り、電子マニフェストの使用が義務付けられます。（規則第8条の31の3）

#### (4) マニフェスト交付等状況報告

マニフェストを交付した事業者は、毎年度6月30日までに前年の4月1日からその年の3月31日までに交付したマニフェストの状況について、都道府県知事（政令市は市長）に報告する義務があります。

電子マニフェストを利用した場合、情報処理センターが排出事業者に代わって行政報告を行うため、排出事業者自らが報告を行う必要はありません。

なお、広島県への報告方法は、次のサイトで確認してください。

URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-manifest-manifest-top.html>

### 5 産業廃棄物処理責任者の設置

事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、事業場ごとに、産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるために、産業廃棄物処理責任者を置かなければなりません（法第12条第8項）。

### 6 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、事業場ごとに、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、環境省令で定める資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません（法第12条の2第8項）。

#### 図表 51 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格（施行規則第8条の17）

##### 1 感染性産業廃棄物を生ずる事業場

- ① 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士
- ② 2年以上、法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- ③ 大学又は高等専門学校の医学、薬学、保健学、衛生学又は獣医学卒又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者

##### 2 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場

- ① 2年以上、法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- ② 大学の理学、薬学、工学又は農学卒で衛生工学又は化学工学に関する科目を履修  
+ 実務経験（廃棄物の処理に関する技術上の実務。以下同じ。）2年以上
- ③ 大学の理学、薬学、工学又は農学卒で衛生工学又は化学工学以外の科目を履修  
+ 実務経験3年以上
- ④ 短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学又は農学卒で衛生工学又は化学工学に関する科目を履修 + 実務経験4年以上
- ⑤ 短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学又は農学卒で衛生工学又は化学工学以外の科目を履修 + 実務経験5年以上
- ⑥ 高校の土木科又は化学科の学科卒 + 実務経験6年以上
- ⑦ 高校卒で理学、工学又は農学の科目を履修 + 実務経験7年以上

- ⑧ 実務経験 10 年以上
- ⑨ ①～⑧と同等以上の知識を有すると認められる者

## 7 帳簿の記載及び保存義務

次のいずれかに該当する事業者は、帳簿を備えて、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに図表に掲げる事項について記載しなければなりません。また、帳簿は1年ごとに取りまとめて5年間保存しなければなりません。

- (1) 事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するための「産業廃棄物処理施設（P66）」又は「同施設に含まれない焼却施設」が設置されている事業場を有する事業者
- (2) 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者
- (3) 事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者

図表 52 排出事業者の帳簿記載事項（施行規則第8条の5第1項、第8条の18第1項）

事業者区分	帳簿記載事項
(1) 事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するための「産業廃棄物処理施設」又は「同施設に含まれない焼却施設」が設置されている事業場を有する事業者	当該施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 処分年月日</li> <li>○ 処分方法ごとの処分量</li> <li>○ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量</li> </ul> ※ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載する。
(2) 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者	事業場の外において自ら処分する産業廃棄物の種類ごとに、 ① 運搬：○ 産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 ○ 運搬年月日 ○ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ○ 積替え又は保管を行った場合は、積替え又は保管の場所ごとの搬出量 ② 処分：○ 産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 ○ 処分年月日 ○ 処分方法ごとの処分量 ○ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量 ※ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載する（①②共通）。
(3) 事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者	特別管理産業廃棄物の種類ごとに、 ① 運搬：○ 特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 ○ 運搬年月日 ○ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ○ 積替え又は保管を行った場合は、積替え又は保管の場所ごとの搬出量 ② 処分：○ 特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 ○ 処分年月日 ○ 処分方法ごとの処分量 ○ 処分（埋立処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量